

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等 を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や 働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ① リビルト品やリサイクルパーツを積極的に顧客に提案し環境負荷軽減に取り組む。
- ② 企業間で連携しサプライチェーン全体の情報共有による業務効率化を図る。
- ③ 取引先に対し適性取引の普及啓発に努める。
- ④ 取引先からの出向者をチーム化し、ものづくり改革活動など人材育成活動を推進する。
- ⑤ 取引先の企業活動の低炭素化に向けて技術協力など支援する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申 入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益 を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保 持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡な

どは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ①当社にとって取引先は重要なパートナーであり、取引先との関係をより強固なものにする為に上記の取り組みを遵守します。
- ②関与先のコンプライアンス意識の向上と定着により、健全な企業経営及び社内管理体制の構築を積極的に支援します。

2022年9月22日

大生興業株式会社 代表取締役社長 大屋 稔
企 業 名 役員・氏名（代表権を有する者）